

千葉市下水道使用料過誤納返還金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道使用料（以下「使用料」という。）に係る過誤納金のうち、地方自治法第236条の規定に基づき時効により還付不能となったもの（以下「還付不能金」という。）が生じた場合において、返還金を支払うことにより納付者の経済的不利益を補てんし、下水道行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(返還対象者)

第2条 返還金の支払いを受けることができる者（以下「返還対象者」という。）は、還付不能金があることを千葉市長（以下「市長」という。）により確認された納付者とする。ただし、当該納付者が死亡している場合は、その相続人を返還対象者とする。

2 前項ただし書の場合において、相続人が複数あるときは、市長は相続人の代表者に返還金を支払う。この場合において、代表者は、相続人全員が署名及び押印した相続人代表者指定届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(返還対象事由)

第3条 返還対象事由は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 下水道使用者以外の者に誤って賦課したとき
- (2) 市の過失により汚水排除量の認定を誤って賦課したとき

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 還付不能金相当額
- (2) 利息相当額
- (3) 延滞金相当額

2 前項第1号の還付不能金相当額は、返還金の支出を決定する日の属する年度から10年前の年度までの期間において納付者が納付した使用料のうち還付不能金であると市長が確認することができた額（納付者又はその相続人が既に納付した使用料が還付不能金であることを書面により明らかにした場合を含む。以下「還付不能金対象額」という。）に相当する額とする。

3 第1項第2号の利息相当額は、還付不能金対象額の納付のあった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じて、当該還付不能金対象額に、民法第404条（法定利率）の規定に準じて年5%の割合を乗じて得た額（その乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）に相当する額とする。この場合において、納付した日が確認できないときは、当該還付不能金対象額は各納期限に納付したものとみなす。

4 第1項第3号の延滞金相当額は、第2項の規定を準用する。

(返還金の請求)

第5条 返還対象者は、返還金の支払を受けようとするときは、返還金支払請求書(様式第2号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、返還対象者に対し必要な書類を提出させることができる。

(返還金支払の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、返還金の支払いが適当と認めるときは、速やかに返還金の支払いを決定する。

(返還金支払の通知)

第7条 市長は、前条の規定により返還金の支払を決定したときは、返還金支払通知書(様式第3号)により返還対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により通知したときは、速やかに返還金を返還対象者に支払う。

(返還金の支出科目)

第8条 返還金の支出科目は(款)下水道事業費用(項)特別損失(目)過年度損益修正損(節)過年度損益修正損とする。

(充当の禁止)

第9条 返還対象者に納付又は納入すべき使用料の徴収金がある場合においても、返還金を当該徴収金に充当しないものとする。

(返還金の返還)

第10条 市長は、詐欺その他の不正行為により返還金の支払いを受けた者があるときは、次の各号の合計額をその者から返還させるものとする。相続人代表者指定届出書又は返還金支払請求書に記載された事項が事実と相違する場合も同様とする。

(1) 支払を受けた額

(2) 支払を受けた日から返還された日までの期間の日数に応じて、前号の額に年5%の割合を乗じて得た利息相当額(当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

相続人代表者指定届出書

年 月 日

千 葉 市 長 様

被相続人に係る下水道使用料の賦課誤りによる納付金のうち、地方自治法第236条の規定により還付することのできない還付不能金の返還金（利子相当額、延滞金相当額を含む）について、下記の者を相続人全員の代表者として指定し、代表者が返還金支払請求・受領及びこれに関する一切の権限を行使することを届出します。

また、相続人の証明に関して、関連する戸籍謄本（写）を添付いたします。

なお、この件に関して、いかなる事情が生じても相続人の代表者である私が責任をもって解決します。

この届出書の記載事項に事実と相違することがあれば、返還金を市に返還することに異議ありません。

相続人の代表者	氏名	Ⓜ	被相続人との続柄	
	住所			
法定相続人	氏名	Ⓜ	被相続人との続柄	
	住所			
	氏名	Ⓜ	被相続人との続柄	
	住所			
	氏名	Ⓜ	被相続人との続柄	
	住所			
	氏名	Ⓜ	被相続人との続柄	
	住所			
被相続人	死亡時の住所			
	氏名		死亡年月日	年 月 日

様式第2号（第5条関係）

返 還 金 支 払 請 求 書

年 月 日

千 葉 市 長 様

住所

氏名

(連絡先)

下水道使用料の賦課誤りによる納付金のうち、地方自治法第236条の規定により還付することのできない還付不能金の返還金について、次のとおり請求しますので、下記口座に振り込みください。

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(内訳) 年 月分から 年 月分までの返還金として

下水道使用料相当額 円

利息相当額 円

延滞金相当額 円

金融機関名		銀行・信用金庫 農協・その他	支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人			

様式第3号（第7条関係）

返 還 金 支 払 通 知 書

年 月 日

様

千 葉 市 長 印

下水道使用料の賦課誤りによる納付金のうち、地方自治法第236条の規定により還付することのできない還付不能金の返還金（ 年 月 日までの利息相当額を含みます。）について、下記のとおりお支払いすることとなりましたので通知いたします。

下水道使用料返還金額 円

	年度・月別	返還額(円)	年度・月別	返還額(円)	年度・月別	返還額(円)
内 訳						
				合 計		